

4. 届出に必要な様式等について

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
<p>① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 全ての事業者は届け出る必要があります。</p> </div>	<p>第1号 様式</p>	<p>記入要領1</p>
<p>② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)</p> <p>(注) <u>この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</u></p>	<p>第1号 様式</p>	<p>記入要領2</p>
<p>③ 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)</p> <p><u>○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 	<p>第2号 様式</p>	<p>記入要領3</p>
<p>事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。</p> <p>ただし、平成27年4月1日施行の介護保険法の一部改正による所管の変更については、届出の必要はありません。</p>		